# 平成 21 年３月環境省告示第 14 号（河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を改正する案に関する意見募集（パブリックコメント）について

平成 21 年 3 月環境省告示第 14 号（河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を改正する案について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和３年２月 13 日（土）から令和３年３月 14 日（日）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

## １．意見募集の対象

別紙概要

## ２．意見募集要項

### （１）募集期間

令和３年２月 13 日（土）から同年３月 14 日（日）まで
（※郵送の場合は締切日必着）

### （２）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

（意見提出様式）
［件名］「平成 21 年３月環境省告示第 14 号（河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を改正する案に関する意見」
（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）
［氏名］（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［郵便番号・住所］
［電話番号］
［メールアドレス］
［御意見］
・該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。）
・意見内容
・理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

＜注意事項＞

・意見は日本語で提出してください。
・郵送の場合は、Ａ４判の用紙にて提出してください。

・電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

＜宛先＞

〒100－8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省水・大気環境局水環境課基準係　宛て

**（３）資料の入手方法**

**①インターネットによる閲覧**

電子政府の総合窓口（e-Gov） https://www.e-gov.go.jp/index.html

**②郵送による送付**

郵送による送付を希望される方は、580 円分の切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、「『平成 21 年３月環境省告示第 14 号（河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）』の一部を改正する案に関する意見』関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記（２）②の郵送する場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

**（４）注意事項**

・御提出いただいた意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。

・皆様から頂いた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。